

※ 本資料の内容は現時点での案であり、保険料率については、今後岩手県知事との協議及び広域連合議会定例会での議決を経て決定するものです。

資料3

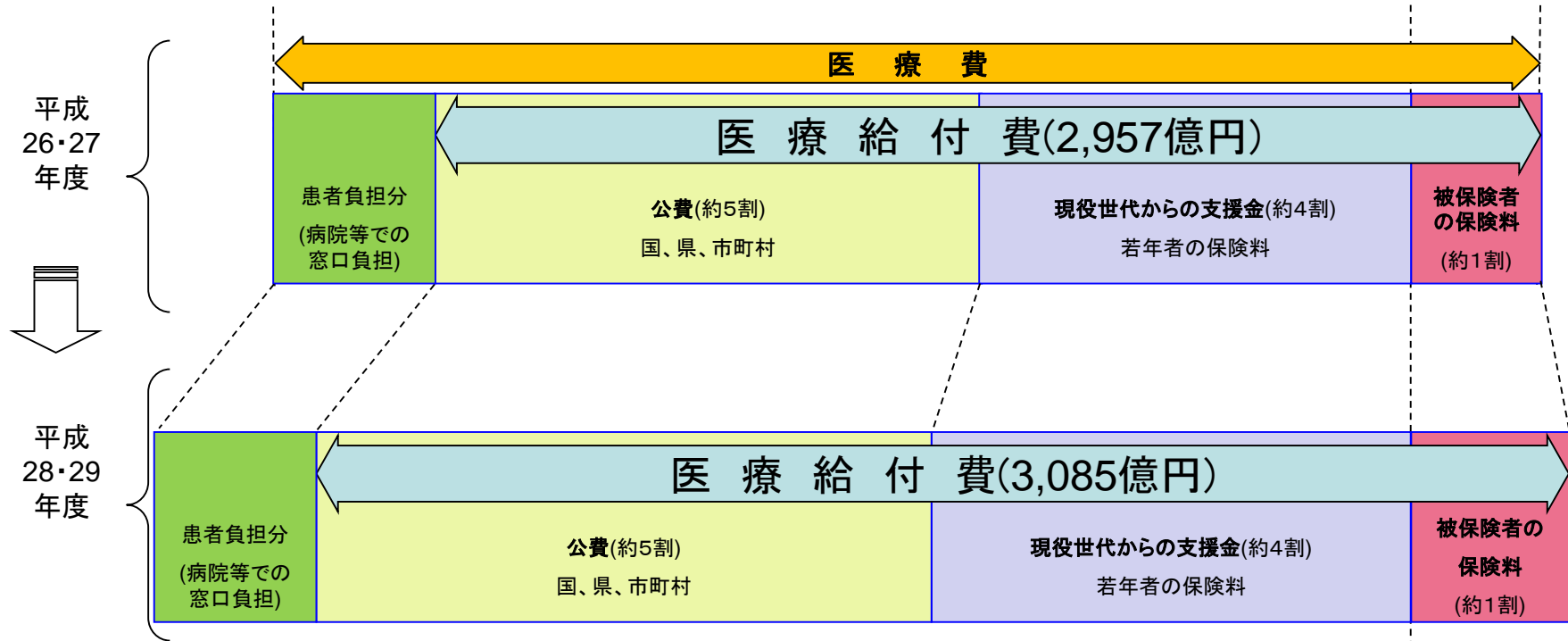
平成28年度及び平成29年度の 後期高齢者医療保険料率について (案)

岩手県後期高齢者医療広域連合

平成28年2月3日

1 財政運営の仕組み

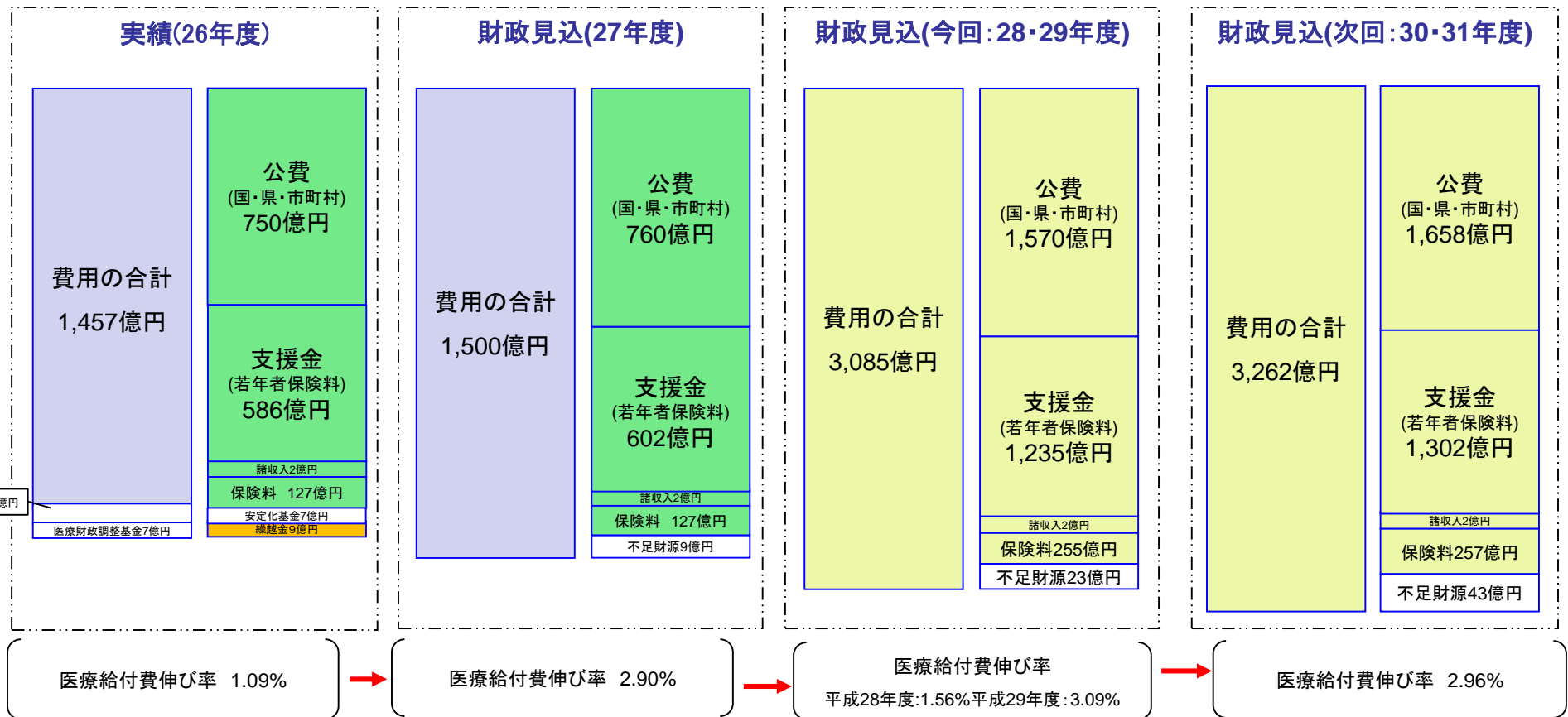
高齢者の医療の確保に関する法律において、保険料率は「おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。」とされており、後期高齢者医療制度の財政は医療費の患者負担分を除き、公費(約5割)・現役世代からの支援金(約4割)のほか、被保険者の保険料(約1割)で賄われています。



※ 医療給付費や被保険者数が増加すると、公費・支援金・被保険者の保険料がそれぞれ増加します。当広域連合では平成26年度に保険料率の改定を実施しました。(均等割額35,800円→38,000円、所得割率6.62%→7.36%)

2 今回及び次回の財政期間における 財政運営の見込み

現行の保険料率で算定した場合の、財政運営の見込みは次のとおりです。



① 医療給付費の伸び率をもとに歳入・歳出を試算しました。

② 平成28・29年度は「3 保険料率の試算条件①」及び「4 保険料率の試算条件②」に記載した伸び率等を使用して算出しました。

③ 平成30・31年度の保険料(賦課総額)は、平成28・29年度の保険料(255億円)に平成30・31年度の被保険者数2か年の伸び率平均0.93%を乗じて算出しました。

3 保険料率の試算条件①

～被保険者数、医療給付費～

《試算条件》 保険料を検討する際の平成28・29年度の財政状況については、次の条件に基づいて見込みました。

内 訳(対前年度伸び率)	平成28年度	平成29年度
1 被保険者数伸び率	0.83% (被保険者数見込 210,930人)	0.74% (被保険者数見込 212,490人)
2 医療給付費伸び率	1.56% (給付費見込 150,091,423千円)	3.09% (給付費見込 154,734,131千円)

1 被保険者数伸び率の考え方

毎月人口推計の年齢別人口に平成27年度以前5カ年(平成23年度を除く)の平均生存率を乗じて推計した75歳以上の人口に、障害認定被保険者数として、平成27年10月1日現在の実績値に平成27年以前5カ年(平成23年度を除く)における減少率の平均値(△6.13%)を乗じて推計した人数を加えました。さらに、平成27年度以前5カ年の生活保護者数割合の平均1.87%を生活保護者数として差し引き、被保険者数を見込みました。

2 医療給付費伸び率の考え方

- 平成27年度の医療給付費は、10月診療分までは実績値を使用しました。11月以降においては、平成21年度から平成26年度までの伸び率(平成23年度の震災影響年は除く)の平均値をもとに算出しました。この結果、平成27年度の伸び率は(2.90%)となります。
- 平成21年度から平成26年度までの伸び率(平成23年度の震災影響年は除く)と、①で算出した平成27年度の伸び率(うるう年の影響がある2月分は除く)の平均値をもとに、平成28年度以降の基本の伸び率を算出しました。(2.96%) また、うるう年対応額の5億円を平成27年実績から差し引いたものに平成28年度以降の基本の伸び率を乗じ、平成28年度の診療報酬改定を反映していない実績見込みを算出しました。
- 平成28年度の診療報酬改定分については、下記のとおり②の算出結果に乗じる形で反映し、平成28年度の最終的な伸び率を算出しました。(1.56%)
なお、平成29年度以降の伸び率については、平成28年度と同様に前年度の見込み額から算出するため、診療報酬改定分を再度適用させる必要はありません。
* 平成28年度医療給付費算出式:(平成27年度実績-5億円)×(102.96%:平成28年度以降の基本の伸び率)×(98.97%:診療報酬改定反映分)
- 平成29年度の伸び率については、平成28年度実績分に、消費税率改定分(8%→10%)の影響見込み額として2億円を加えて算出しました。
* 平成29年度医療給付費算出式:(平成28年度実績)×(102.96%)+2億円
* 平成30年度以降医療給付費算出式:(前年度実績)×(102.96%)

4 保険料率の試算条件②

～一人当たり所得額、予定収納率～

《試算条件》 保険料を検討する際の平成28・29年度の財政状況については、次の条件に基づいて見込みました。

内 訳	平成28年度	平成29年度
3 一人当たり所得額伸び率 (対前年度伸び率)	0.52% (所得額見込: 353,786円 前年度+1,830円)	0.16% (所得額見込: 354,349円 前年度+563円)
4 予定収納率	99.50%	99.50%

3 一人当たり所得額伸び率の考え方

「給与所得」「年金所得」「その他所得」各々の平成26年度までの推移及び変動要素から伸び率を推計し、これに各所得金額の全体に占める割合を乗じて合算した数値を全体の伸び率として推計し、一人当たりの伸び率を平成28年度:0.52%、平成29年度:0.16%と見込みました。

4 予定収納率の考え方

現年度分収納率について、平成20年度から26年度までの単純平均は99.38%となっています。平成23年度までは99.3%台以下でしたが、平成24年度は99.51%、平成25年度99.54%、平成26年度99.50%と99.5%台で推移しています。近年の状況を踏まえ、平成27年度以降も99.5%台の収納率は維持できるものと見込み、予定収納率を26年度実績の99.50%としました。

5 平成28・29年度の保険料率算定の考え方

1 国の指針について

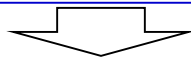
- ① 平成26・27年度に発生した剰余金については、収入に計上し、算定すること。
- ② 平成28年度の診療報酬改定分として、△1.03%で算定すること。
- ③ 後期高齢者負担率について、10.99%で算定すること。※注1

※注1 後期高齢者医療制度においては、後期高齢者医療の被保険者が保険料として負担する『後期高齢者負担率』は、現役世代人口の減少に伴って現役世代一人当たり支援金の負担が著しく増加しないよう、段階的に引き上げる仕組みとなっています（平成26・27年度：10.73%）。

【補足】 今期改定(平成28・29年度)において、財政安定化基金を保険料増加抑制財源として活用できることとされていますが、次期改定時(平成30・31年度)において、活用できるかは現時点では不明です。

2 これまでの経緯及び今後の展望について

- ① 平成26・27年度保険料率算定における県との協議において、当時の収支予測から、平成28・29年度では財政安定化基金の一部(9億円)を活用する方向で検討を進めてきました。平成27年度も剰余金等の見込みを踏まえ、具体的な活用額について協議を行います。
- ② 平成26年度の被保険者一人当たりの所得は前年度に比較して7%程度低下しましたが、平成27年度以降は若干の増加が見込まれます。
- ③ 平成27年度末時点において、医療財政調整基金及び剰余金で23億円を見込むことができます。
- ④ 平成28年度の診療報酬マイナス改定により、医療給付費の伸びは多少ゆるやかになると見込まれます。
- ⑤ 東日本大震災の被災者への一部負担金免除措置については、実施が確実に見込まれる平成28年中までについての費用等を見込みます。



3 1、2を踏まえた算定についての考え方

- ① 保険料率の上昇を抑制し、可能であれば料率を据え置きます。
- ② ①の財源として、平成26・27年度に発生した剰余金及び医療財政調整基金を保険料増加抑制財源として優先的に活用します。
- ③ ②のみで財源の不足が生じる場合、財政安定化基金の一部(活用上限を9億円とする)を保険料増加抑制財源として活用するよう検討します。

6 平成28・29年度の保険料率の算定

1 剰余金・財政安定化基金積立て及び活用額見込み

単位:千円

内訳	A: 現在残額	B: 平成27年度活用額	C: 平成28・29年度活用額	D: 平成28・29年度積立額	E: 平成29年度末残額 (A-(B+C)+D)	F: 平成30・31年度積立額	G: 平成31年度末残額
剰余金・医療財政調整基金	2,445,790	120,923	2,324,867	0	0	0	0
財政安定化基金	1,810,457	801,845	0	374,640	1,383,252	373,682	1,756,934
計	4,256,247	922,768	2,324,867	374,640	1,383,252	373,682	1,756,934

※注 平成30・31年度の財政安定化基金積立金については、H28・29年度の積立額(国・県・連合の合計額)を計上しました。利息分は計上していません。

2 剰余金活用または未活用の場合の増加率比較

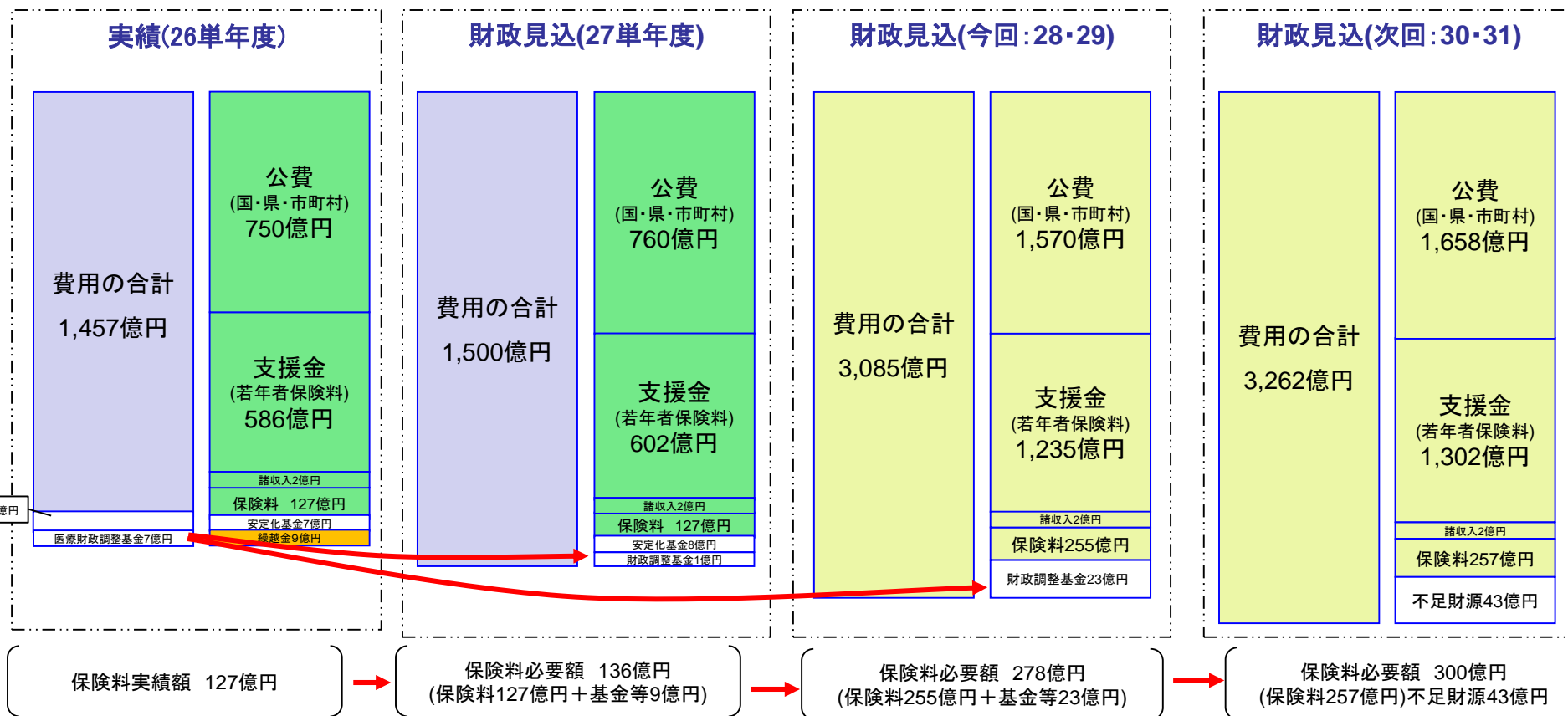
1をもとに、剰余金を活用した場合と未活用の場合の料率を算出し、現行料率と比較しました。

内訳	A 現行料率 (平成27年度)	B 剰余金活用有 (平成28・29年度)		C 剰余金活用無 (平成28・29年度)		D: 財政安定化基金活用有 (平成30・31年度)		E: 財政安定化基金活用無 (平成30・31年度)	
		料率	増減 (B - A)	料率	増減 (C - A)	料率	増減 (参考D - A)	料率	増減 (参考E - A)
均等割額	38,000円	38,058円	58円	41,534円	3,534円	42,440円	4,440円	44,366円	6,366円
所得割率	7.36%	7.20%	△0.16%	7.95%	0.59%	8.14%	0.78%	8.57%	1.21%
軽減後一人当たり保険料額	38,850円	38,686円	△164円 (0.42%減)	42,220円	3,370円 (8.67%増)	43,127円	4,277円 (11%増)	45,082円	6,232円 (16.04%増)
上記月額	3,238円	3,224円	△14円	3,518円	280円	3,594円	356円	3,757円	519円

※注 Dは、平成30・31年度で活用可能と見込まれる財政安定化基金の最大額13億円を収入として見込み、試算しました。

7 平成28・29年度の財政運営

剰余金を活用し、保険料率を据え置く場合の財政運営の見込みは次のとおりです。



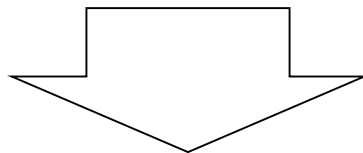
- ① 財政安定化基金は、前回改定時に県と協議し、平成28・29年度で9億円活用することとしていましたが、平成28・29年度においては剰余金を活用することから、平成27年度での活用のみとなっています。
- ② 剰余金は、26年度分までの実績額を計上しました。平成29年度までの活用見込額の内訳は下記のとおりです。
 * 剰余金等合計 2,445,789,798円
 * うち活用見込額計 2,445,789,798円(平成27年度活用予定額 120,922,616円 平成28・29年度活用予定額 2,324,867,182円)
- ③ 平成28・29年度の保険料総額を現行料率で再計算したところ、剰余金活用有の料率(均等割38,058円、所得割7.20%)を用いて計算した結果に比較して差額が1億円未満となったことから、剰余金活用有の計算結果を使用しています。(算出システムの都合上、保険料総額について料率を指定して算出することが困難であること、また、国へ報告する内容と整合性をとる必要があるため。)

8 結論及び今後について

～剰余金を活用し、平成28・29年度は保険料率を据え置く～

1 試算結果

- ① 平成28・29年度は、剰余金(23億円)を保険料増加抑制財源として活用することで、料率を据え置くことができるという試算結果になりました。また、財政安定化基金は活用する必要がありません。
- ② 平成28・29年度で剰余金を全額活用することから、平成29年度末に剰余金の残余を見込むことはできません。
- ③ 現時点での試算の結果、平成30・31年度において43億円程度の財源不足が見込まれます。



2 結論

- ① 平成28・29年度は、現行の保険料率を据え置きます。(均等割額:38,000円、所得割率 7.36%)
- ② 次期改定時(平成30・31年度)に、保険料率の大幅な上昇が予想されます。
このため、財政安定化基金を今後も継続して積み立て、次期改定時に保険料増加抑制財源として活用するよう検討します。
なお、平成29年度末時点で剰余金が見込まれる場合は、保険料増加抑制財源として活用します。
- ③ 国に対し、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて財政支援の拡充など引き続き強く要望を行うとともに、市町村との連携による保険料収納率向上のための取り組みや健康づくりに関する施策の推進など、制度の安定運営に努めます。

9 保険料に関する制度改革の動向

～保険料軽減対象の拡大～

平成27年度に引き続き、平成28年度においても低所得者に対する保険料軽減の対象が拡大されます。(平成28年1月政令公布)

【具体的な内容】

均等割2割軽減及び5割軽減の対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象者数及び軽減額が増加します。

なお、本制度による軽減分は、「保険基盤安定制度」により公費(県:市町村=3:1)で補てんされる仕組みになっています。

① 2割軽減

* 現行 基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数 (年金収入 262万円以下)

* 改正後 基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数 (年金収入 264万円以下)

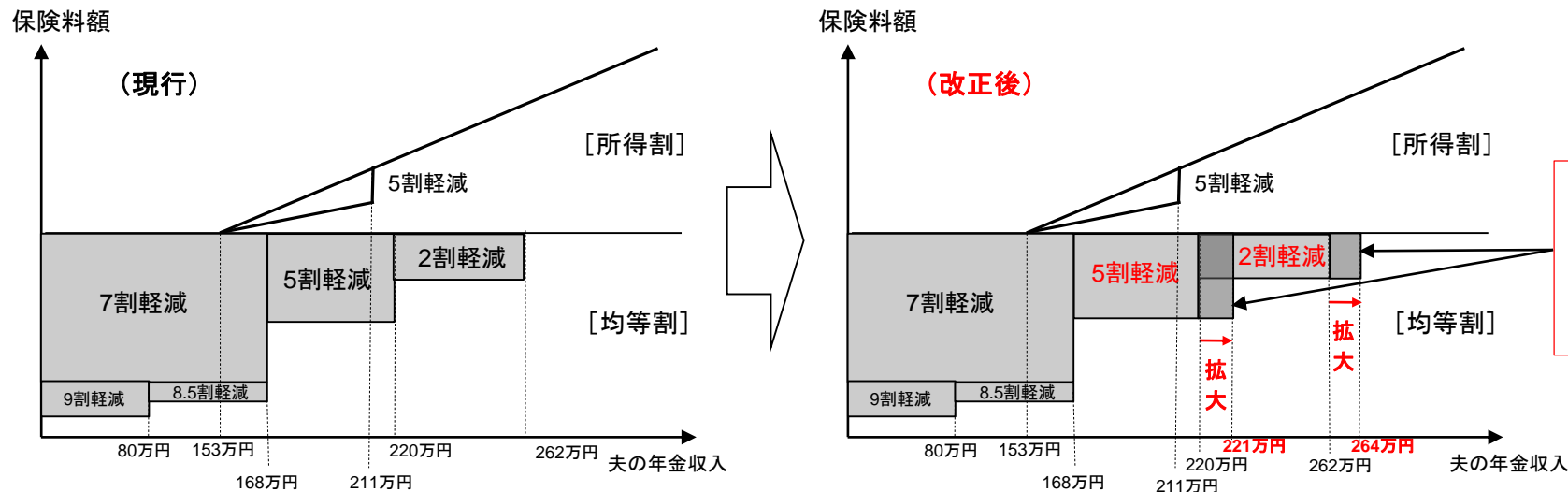
② 5割軽減

* 現行 基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数 (年金収入 220万円以下)

* 改正後 基準額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数 (年金収入 221万円以下)

()内は、夫婦世帯で妻の年金収入が80万円以下の夫の例

※拡大後は、2割軽減対象者が約300人増、5割軽減対象者が約350人増となり、軽減額は合わせて約9百万円増える見込みです。



10-1 平成28・29年度保険料額の計算例

【ケース1】

【ケース1】単身世帯で、本人の収入が年金のみの例

年金収入額	80万円以下	153万円	194.5万円	211万円	216万円	300万円
均等割額 (38,000円)	9割軽減 3,800円	8.5割軽減 5,700円	5割軽減 19,000円	2割軽減 30,400円	2割軽減 30,400円	38,000円
所得割額 (7.36%)	0円	0円	5割軽減 15,272円	5割軽減 21,344円	46,368円	108,192円
合 計	3,800円	5,700円	34,200円	51,700円	76,700円	146,100円
(下段:月額)	317円	475円	2,850円	4,308円	6,392円	12,175円

※ 保険料総額は100円未満切り捨てです。

※ 平成28年度における保険料軽減措置拡充後の計算例としています。

10-2 平成28・29年度保険料額の計算例

【ケース2】

【ケース2】夫婦2人世帯で、夫の収入が年金のみ、妻の収入が年金80万円以下の例

夫の年金収入額		80万円以下	153万円	211万円	221万円	264万円	300万円
夫	均等割額 (38,000円)	9割軽減 3,800円	8.5割軽減 5,700円	5割軽減 19,000円	5割軽減 19,000円	2割軽減 30,400円	38,000円
	所得割額 (7.36%)	0円	0円	5割軽減 21,344円	50,048円	81,696円	108,192円
	合計 (下段:月額)	3,800円 317円	5,700円 475円	40,300円 3,358円	69,000円 5,750円	112,000円 9,333円	146,100円 12,175円
妻	均等割額 (38,000円)	9割軽減 3,800円	8.5割軽減 5,700円	5割軽減 19,000円	5割軽減 19,000円	2割軽減 30,400円	38,000円
	所得割額 (7.36%)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	合計 (下段:月額)	3,800円 317円	5,700円 475円	19,000円 1,583円	19,000円 1,583円	30,400円 2,533円	38,000円 3,167円
世帯合計保険料額 (下段:月額)		7,600円 634円	11,400円 950円	59,300円 4,941円	88,000円 7,333円	142,400円 11,866円	184,100円 15,342円

※ 保険料総額は100円未満切り捨てです。

※平成28年度における保険料軽減措置拡充後の計算例としています。

11-1 保険料増加抑制に対する取組み ～収納対策～

収納対策実施計画を策定し、市町村と連携しながら次の対策を講じます。

1 市町村における徴収事務の充実に向けた支援等

収納対策に係るマニュアル整備等への支援、参考情報の提供や実地指導、さらには、収納対策モデル事業の実施など、市町村における徴収事務の充実強化に向けた取組みを展開します。

2 滞納整理・徴収困難事案に関する市町村への支援

高額滞納者に対する市町村の滞納整理について、情報提供や研修会の開催等による支援を行うほか、徴収困難事案に関する相談を受け付け、他市町村における取扱い例の情報提供を行う等、課題解決に向けた支援に努めます。

3 制度の認知度向上に向けた取組み

制度の理解不足のために発生する軽微な滞納の防止に向け、制度の認知度を高めてもらうよう、広報事業を積極的に展開します。

上記のほか、収納対策基本計画で掲げる次の『市町村における取組事項』により、効果的かつ効率的な収納対策が講じられるよう取り組みます。

- ① 制度の周知を基本とした納付に対する意識の高揚を図るとともに、納付環境の利便性の向上に努め、期限内納付を促進します。
- ② 現年度分は当該年度内に収納することを基本とした、滞納整理の早め着手を意識し、滞納整理の早期化に努めます。
- ③ 滞納整理に係る年間スケジュールの作成や収納対策に係るマニュアルの整備、滞納解消に向けた関係課との連携等により、組織的かつ計画的な滞納整理に努めます。

《各年度の収納状況》

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分収納率	99.27%	99.51%	99.54%	99.50%
前年比	△ 0.06ポイント	0.24ポイント	0.03ポイント	△ 0.04ポイント
滞納繰越分収納率	48.29%	50.71%	46.34%	47.17%
前年比	△ 4.89ポイント	2.42ポイント	△ 4.37ポイント	0.83ポイント

11-2 保険料増加抑制に対する取組み ～医療費適正化～

1 診療報酬明細書二次点検

審査支払機関である国保連による点検（一次点検）後、診療報酬明細書等の内容についてさらに適正な請求が行われているか点検をします。

- ・ 点検区分 ① 資格点検（資格の有無や負担割合に係る点検）
② 内容点検（診療・検査・投薬等の診療内容に係る点検）
- ・ 実績 平成25年度 過誤調整・再審査による減額実績：661,818千円 効果率 0.32%
平成26年度 過誤調整・再審査による減額実績：964,944千円 効果率 0.55%

2 第三者行為求償

交通事故など第三者の行為によってケガや病気をした際の医療費について、加害者に損害賠償金を求償します。
（自動車保険に対する損害賠償請求業務は国保連に委託）

- ・ 収納額 平成26年度：159,789,288円、平成27年度：116,320,671円（12月末時点）

3 後発(ジェネリック)医薬品の普及啓発

- ① 後発医薬品希望カード一体型チラシの送付
新規資格取得者に対して、被保険者証とともに後発医薬品希望カード一体型チラシを送付します。
- ② 後発医薬品利用差額通知の送付
後発医薬品利用効果額が200円以上と見込まれる被保険者に対して、後発医薬品利用差額通知を送付します。
平成26年度 削減効果額：4,672,875円（1ヵ月分）

11-3 保険料増加抑制に対する取組み ～医療費適正化～

4 適正受診の普及啓発

① 医療費通知等

年1回、全ての被保険者を対象に、1年間の医療費の状況別通知と、適正受診及び後発医薬品普及啓発チラシを同封し、送付します。

② 重複・頻回受診者訪問指導

適正な医療の確保や患者の健康保持の観点から、一つの傷病について同一月内に、複数の医療機関に受診するなどの重複受診者や、同一診療科目を頻繁に受診するなどの頻回受診者について、保健師等が受診内容を分析し、訪問指導等の取組みを市町村と連携して、進めています。今後も引き続き、こうした取組みにより重複受診等の抑制に努めるとともに、適正な受診に向けた意識啓発を図ります。

重複・頻回受診者訪問指導実績一覧

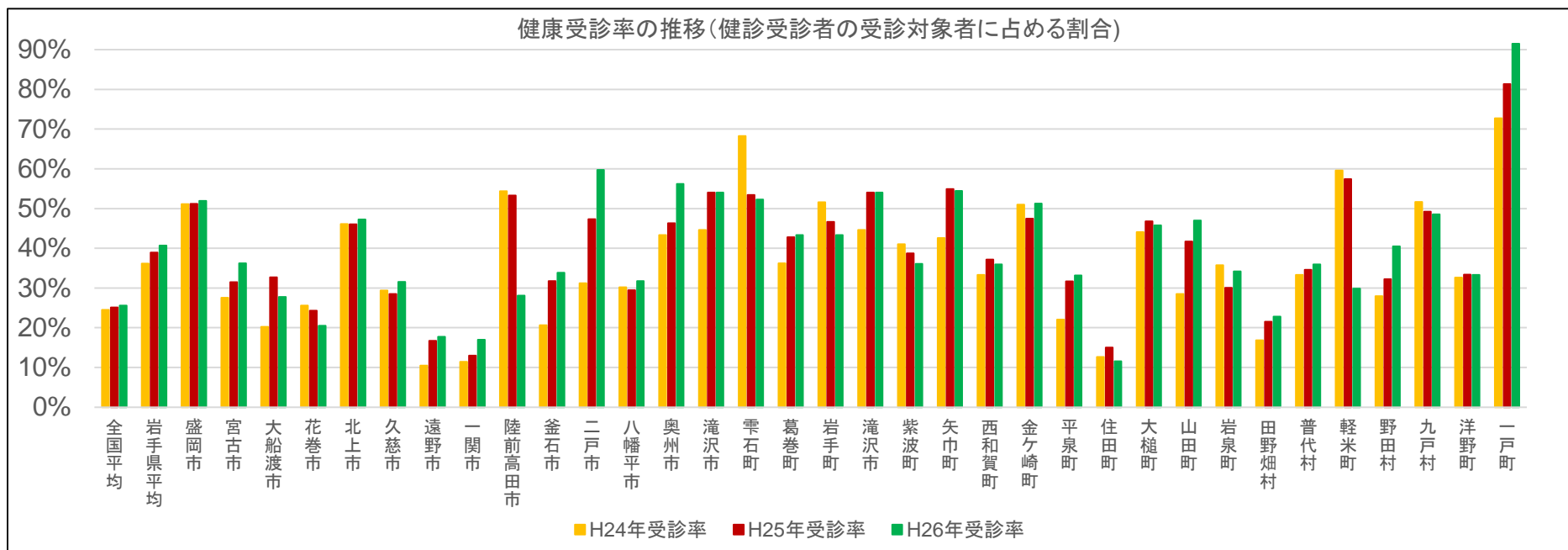
対象区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	指導人数	訪問指導等の基準に該当しなくなった者、または改善がみられた者	効果額	指導人数	訪問指導等の基準に該当しなくなった者、または改善がみられた者	効果額	指導人数	訪問指導等の基準に該当しなくなった者、または改善がみられた者	効果額
重複	12人	10人	331,742円	64人	20人	420,747円	50人	47人	2,749,743円
頻回	6人	4人	102,642円	18人	5人	296,036円	35人	27人	225,497円
その他	2人	1人	7,664円	0人	0人	0円	16人	6人	19,710円
計	20人	15人	442,048円	82人	25人	716,783円	101人	80人	2,994,950円

11-4 保険料増加抑制に対する取組み

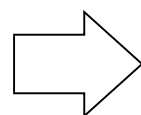
～健康づくり(健康診査事業)～

1 健康診査事業

健康診査事業は、疾病やそのリスクを早期に発見できることから、医療費や保険料の増加を抑制することにつながります。今後も引き続き、受診率の高い市町村の取組みの紹介や情報提供、周知・啓発等の取組みを進め、また、市町村との協力体制を継続しながら、受診者数増加に向けた取組みを推進します。



年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (計画値)
受診率	36.7%	39.0%	40.7%	41.9%



平成28年度	平成29年度
42.5%	45.0%

11-5 保険料増加抑制に対する取組み

～健康づくり(歯科健診事業)～

2 歯科健診事業

歯科健診事業は、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防できることから、医療費や保険料の増加を抑制することにつながります。

平成22年度は脳血管疾患、平成24年度は糖尿病及び関連疾患、平成25年度は心疾患及び関連疾患を患っている被保険者を対象者として、歯科健診を実施しました。また、平成26年度からは、前年度に75歳に到達した被保険者を対象者として、歯科健診を実施しています。(平成23年度は東日本大震災の影響により、実施しませんでした。)

今後も引き続き、市町村との協力体制を継続しながら、受診者数増加に向けた取組みを推進します。

歯科健診事業実績一覧

内訳	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 対象者	脳血管疾患	糖尿病等	心疾患等	前年度75歳到達
② 対象者数	5,209人	8,602人	4,804人	14,556人
③ 受診者数	174人	459人	206人	1,671人
④ 受診率 (③ ÷ ②)	3.34%	5.34%	4.29%	11.48%
⑤ 治療又は詳細な検査が必要な人の数	138人	374人	161人	1,267人
⑥ 受診者数に対する治療又は詳細な検査が必要な人の数の割合 (⑤ ÷ ③)	79.31%	81.48%	78.16%	75.82%

11-6 保険料増加抑制に対する取組み

～健康づくり～

3 その他の保健事業

(1) 健康増進の啓発

被保険者の健康づくりの意識啓発のため、市町村と連携し、広報誌やホームページ等を活用して下記のとおり広報を実施しました。今後も継続的な普及啓発活動に努めます。

平成26年度実績

① 市町村と連携して行った広報

- ・ 市町村の広報誌掲載 27市町村
- ・ 市町村のホームページ掲載 24市町村
- ・ 健康づくりのしおりの配布 33市町村すべて(新規資格取得者に配布しています。)

② 新聞、テレビ等を活用した広報

- ・ 普段からの健康づくり・健康維持の心がけの重要性、医療機関の適正受診について

(2) 長寿・健康増進事業

被保険者の健康増進のため、市町村等が行う健康診査事業等に対し補助を実施しました。今後も、市町村等の実施する健康増進事業への支援を推進します。

① 平成26年度 補助対象事業

- ・ 健康診査追加項目等(貧血、心電図、眼底検査)
- ・ 健康教育・健康相談
- ・ 社会参加活動等の運営費(岩手県老人クラブ連合会実施分)
- ・ 人間ドック等
- ・ 運動、健康施設等の利用

② 実績(見込み)

- ・ 平成26年度 : 12市町村、1団体(岩手県老人クラブ連合会)
補助対象者 29,507人 補助総額 33,618,867円
- ・ 平成27年度(見込み) 13市町村、1団体(岩手県老人クラブ連合会)
補助対象者 29,526人 補助総額 41,817,635円